

・がんばる企業・人材育成事業

補助対象企業

人材育成を実施する（従業員研修会・資格取得）企業
※町民である社会保険適用の従業員の方が対象です。

参加経費 支援型

- 参加従業員が町民
- 町商工会会員・社会保険適用
- 法人事業者・町税の完納

開催経費 支援型

- 参加従業員は、1/2以上が町民
- 町商工会会員・社会保険適用
- 法人事業者・町税の完納

資格取得経費 支援型

- 資格取得者は町民（車両等運転免許は除く）
- 町商工会会員・社会保険適用
- 法人事業者・町税の完納

交付までの流れ



対象外

- ・風俗営業及び類似事業者
- ・JA、第3セクター等公的団体
- ・町から他の補助金を受けている事業者

〔補助対象経費〕

参加経費…実費の1/2以内
1回10万円限度（懇親会経費除く）

開催経費…実費の1/2以内
1回10万円限度（懇親会経費除く）

資格取得に係る経費…実費の1/2以内
1回10万円限度（懇親会経費除く）
1人受験回数1回分まで対象

※年度ごと1事業者30万円限度